

ロシア連邦政府

決定

2024年4月11日付第456号

モスクワ

2022年3月6日付ロシア連邦政府決定第295号の改正について

ロシア連邦政府は、以下を決定する：

1. 2022年3月6日付ロシア連邦大統領令第295号「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の発行ならびに上記の目的でのその他の権限の行使の規則の承認について、ならびにロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会規程の変更について」（ロシア連邦法令集、2022、No. 11、掲載番号 1689；No. 14、掲載番号 2260；No. 16、掲載番号 2669；No. 24、掲載番号 4056；No. 30、掲載番号 5638；No. 39、掲載番号 6625；No. 46、掲載番号 8001；No. 52、掲載番号 9647；2023、No. 13、掲載番号 2267；No. 27、掲載番号 4997；No. 43、掲載番号 7694；2024、No. 4、掲載番号 525；No. 5、掲載番号 691）によって承認された「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の発行ならびに上記の目的でのその他の権限の行使の規則」に加えらるる添付の変更を承認する。

2. 本決定はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦政府議長 M. ミシュスチン

2024年4月11日付ロシア連邦政府決定  
第456号により  
承認

ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による、ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的とした許可および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の発行ならびに上記の目的でのその他の権限の行使の規則への

変更

1. 第1項第1段落の、「一人の居住者に属する、」という文言のあとに、「2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」に定める取引（オペレーション）実行の妥当性についての委員会による検討、」という文言を追加する。

2. 以下を内容とする第4項の2、第4項の3を追加する：

「4の2. 2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」に定める取引（オペレーション）実行の妥当性を委員会が検討する事由となるのは、ロシア連邦大統領府から管轄機関に届いた当該取引（オペレーション）の妥当性または非妥当性についての委員会による根拠を付した勧告入手の必要性についての要請書である。

4の3. 本規則第1項「a」～「f」号、「i」～「r」号に定める取引（オペレーション）に関して本規則第4項に定める申請書、本規則第4項の2に定める大統領府の要請書が管轄機関に届いた場合、管轄機関は、そうした申請書、要請書を、（その株式、定款（拠出）資本金を構成する持分（出資金）、有価証券が）当該の取引（オペレーション）の実行（実施（履行））の対象である法人または実行される（実施される（履行される））取引（オペレーション）の当事者が活動している分野における国家政策の策定と実現および法的規制の機能を遂行する連邦行政機関（以下、担当連邦行政機関）に送付することができる。

本項第1段落に定める場合において、担当連邦行政機関は管轄機関に、本規則第1項「a」～「f」号、「i」～「r」号に定める、または2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」によってその実行が禁止されている、取引（オペレーション）の実行（実施（履行））の妥当性または非妥当性についての根拠を付した見解書を送付する。」。

3. 以下を内容とする第13項の6を追加する：

「13の6. 2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」に定める取引（オペレーション）実行の妥当性についての委員会の検討結果となるのは、管轄機関によって文書として作成された、2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好

的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」によってその実行が禁止されている取引（オペレーション）実行の妥当性または非妥当性についての小委員会の根拠を付した勧告である」。

委員会による2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」に定める取引（オペレーション）実行の妥当性の検討に際しては、本規則第4項の3にしたがって管轄機関が受け取る担当連邦行政機関の見解書も考慮される。」。

4. 以下を内容とする第14項の1を追加する：

「14の1. 委員会は、2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」に定める取引（オペレーション）実行の妥当性について、小委員会の会議において、または書面投票の実施によって、検討する。本規則第13項の6に示す小委員会の勧告は、全員一致で採択される（その際、ロシア連邦大統領府代表者の票はカウントされない）。」。

5. 第15項の2を以下の文言に変更する：

「15の2. 委員会の許可において、取引（オペレーション）または取引（オペレーション）群実行（履行）の条件として示されている重要業績評価指標およびその数値目標（それがあある場合）の達成状況のモニタリングは、小委員会の決定において定められている担当連邦行政機関および（または）ロシア連邦中央銀行が、そうした重要業績評価指標およびその数値目標（それがあある場合）の達成を裏付ける、小委員会の決定に定める期日までに提出された文書にもとづいて行う。」。